

## 福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針に関する補足について

平成29年5月12日  
福島県避難地域復興局

事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針については、平成28年5月30日付け28避第210号で通知しているところですが、事業の執行にあたり、補足すべき内容を取りまとめましたのでお知らせいたします。

### 1 プレミアム付事業再開・帰還促進券事業の補助対象経費について

当該事業補助対象経費（券の換金に要する経費（プレミアム分））については、以下のとおり算出すること。

$$\text{（補助対象経費）} = \text{（券の換金に要する支出）} - \text{（券の販売により得る収入）}$$

#### 【例】

- ・発行券種：1,000円
- ・冊子方式：1冊15,000円（1,000円×15枚）分を10,000円で販売
- ・発行枚数：150,000枚（10,000冊）
- ・利用された券の枚数：149,000枚（未利用1,000枚）

以上のとき、補助対象経費は次のとおりとなる。

- ① 交付申請時の補助対象経費（発行する券がすべて利用されると想定）  
50,000,000円 = (1,000円×150,000枚) - (10,000円×10,000冊)
- ② 実績報告時の補助対象経費（未利用1,000枚発生）  
49,000,000円 = (1,000円×149,000枚) - (10,000円×10,000冊)

### 2 プレミアム付事業再開・帰還促進券の使用方法について

電気・ガス・水道代などの光熱水費（使用料金）の支払いについては、以下のことから、プレミアム付事業再開・帰還促進券の使用対象外となる。

- ・「福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（p. 17）」において、券（の使用）は住民の生活再建や避難地域の振興に貢献する商店等の商品、サービスを対象としていること
- ・電気・ガス・水道代などのエネルギー消費については、生活上の必要経費であり、需要喚起の効果がなく、直接的に事業再開につながらないこと
- ・エネルギー消費の拡大促進は、省エネの観点からも望ましくないこと